

第三次和歌山市子供読書活動推進計画

(案)

令和　　年　　月
和歌山市
和歌山市教育委員会

第三次和歌山市子供読書活動推進計画（案）

目次

第1章 推進計画策定の背景	1
1 子供読書活動の意義	1
2 計画策定までの経緯	1
3 和歌山市の子供の読書状況	3
4 計画の位置づけ・目的	4
第2章 推進計画の基本方針	6
1 計画の構成	6
2 計画の期間	8
3 計画の対象	8
第3章 家庭における子供の読書活動の推進	9
1 第二次計画の取組と成果	9
2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題	9
3 家庭における子供読書活動の推進の具体的方策	10
第4章 地域における子供の読書活動の推進	12
1 第二次計画の取組と成果	12
2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題	12
3 地域における子供読書活動の推進の具体的方策	13
第5章 幼稚園・保育所・認定こども園における子供の読書活動の推進	15
1 第二次計画の取組と成果	15
2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題	15
3 幼稚園・保育所・認定こども園における子供読書活動の推進の具体的方策	16
第6章 学校等における子供の読書活動の推進	18
1 第二次計画の取組と成果	18
2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題	20
3 学校等における子供読書活動の推進の具体的方策	20
第7章 市民図書館における子供の読書活動の推進	23
1 第二次計画の取組と成果	23
2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題	26
3 市民図書館における子供読書活動の推進の具体的方策	26
第8章 まとめ	31
アンケート・資料	32

第1章 推進計画策定の背景

1 子供読書活動の意義

読書には、多様な価値と可能性があり、人生のあらゆる段階で深い影響を与えます。

乳幼児期において、絵本との出会いは言葉の習得だけでなく、周囲の人とのコミュニケーションを築く上でも重要な要素となります。本を読んでくれる人との触れ合いを通じて、言葉の音やリズムに親しみ、豊かな感性を育むことができます。

学童期には、読書は語彙力や読解力を高め、表現力を養う学びの基礎となります。物語の登場人物の心情に共感することで、人の気持ちの機微を理解し、他者との関係性を深める力を育むとともに、創造力や思考力を伸ばします。また、幅広いジャンルの本を通じて、知識を得ることの楽しさを知り、知的探究心を育てる契機となります。

思春期になると、読書は自己の価値観を広げ、深い思索を促す重要な機会となります。異なる文化や哲学に触れながら視野を広げ、人生の選択肢を増やすことで、より主体的な思考ができるようになります。さらに、読書を通じて得た知識や感動が、その後の人格形成に影響を与え、人生における指針となるでしょう。

そして、大人になっても、読書の価値は変わりません。知識や教養を深めることで、自ら考え、行動し、人生をより充実させる力を育みます。読書体験は親から子に受け継がれ、将来的には子供たちとその楽しさを分かち合うことで、世代を超えた読書文化の循環を形成することが期待されます。

このように、読書は単なる学習の手段ではなく、知的・感情的な成長を促し、生涯にわたって人生を豊かにする重要な役割を果たすものなのです。

2 計画策定までの経緯

(1) 国・県・市の動向

現代社会において、テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及による生活環境の変化は、幼児期からの読書習慣に大きく影響を及ぼし、「読書離れ」が深刻な問題となっています。国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)を公布、施行し、推進法第2条に定める「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」との基本理念のもと、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(基本計画)を策定しました。その後、おおむね5年ごとに基本計画を変更し、令和5年3月に、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進、を基本方針とする第五次基本計画を策

定しました。

また、和歌山県では、推進法第9条第1項の規定に基づき、平成16年に「和歌山県子ども読書活動推進計画」を、その後、5年の推進期間ごとに新たな計画を策定し、令和6年8月に、①多様な子どものニーズに対応した取組の推進、②子どもが読書に親しむための環境の充実、③子どもの読書に関わる人の育成、④子どもの読書環境のデジタル化推進、を基本方針とする「和歌山県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を策定しました。

和歌山市では、これまでの国、県の計画を基本として、平成25年3月に「和歌山市子ども読書活動推進計画」を策定し、令和3年3月には「第二次和歌山市子供読書活動推進計画」を策定しました。この第二次計画では、第一次計画期間における成果と課題を検証し、情勢の変化と実績を踏まえた上で、より効果的で具体的な方策を総合的かつ体系的に進めることを目的とし、基本方針を①子供の自主的な読書活動の推進、②家庭・地域、図書館、学校等を通じたネットワークづくりの推進、③子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備、と掲げて、子供の読書活動の推進に取り組んできました。

（2）子供の読書活動の推進に関する社会的な変化

①デジタル化に関する状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、子供の読書環境は変化を余儀なくされました。令和2年以降、学校休業や図書館の利用制限が続く中で、家庭でも読書の機会を確保できるよう、デジタルコンテンツの活用の重要性が認識されるようになりました。こうした状況を受けて、学習環境のデジタル化が進められ、GIGAスクール構想の進展により、読書活動を含む学校現場でのICTの活用が促進されつつあります。

また、公共図書館のデジタルトランスフォーメーション（DX）についても、読書環境の充実を図る観点から、デジタル資料の拡充が求められています。特に、デジタル技術の進展は、学習支援の多様化や情報への柔軟なアクセスを可能にし、紙の書籍の利点を生かしながら、読書への多様なアプローチを提供するものとされています。こうした変化を背景に、すべての子供が公平に読書の機会を得られるよう、読書環境の整備と支援の充実が重要視されています。今後は、デジタル技術と従来の読書環境を適切に調和させ、子供たちが主体的に読書に親しむことができる環境の構築が求められています。

②多様な子供たちに対応する体制づくり

令和元年6月に公布、施行した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）第7条に基づき、国は、令和2年7月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）を策定しました。そして、令和7年3月には、読書バリアフリー基本計画（第二期）を策定し、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すとしました。和歌山県では、令和5年2月に、「和歌山県読書バリアフリー推進計画」を策定し、令和5年度から令和9年度までの期間における取組の方向性を示しました。

国の第五次基本計画では、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導を受ける児童生徒の増加が示されています。本市においても、小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒数は減少している一方で、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加しています。

また、国の第五次基本計画で示されたように、日本語指導を必要とする児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒等多様な子供たちに対しても、それぞれの状況に応じた読書環境を整備し読書機会の確保に努めることが求められています。

③こども基本法のこと

令和5年4月、こども基本法の施行とともに、こども家庭庁が設置されました。これを受け、国は「こども大綱」を策定し、子供を権利の主体と捉え、その最善の利益を実現する「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。地方公共団体においても、子供や保護者の意見を年齢や発達の程度に応じて適切に把握し、施策に反映することが求められています。特に、子供が主体的に関わる環境づくりが重要とされており、読書活動においても、子供の視点を踏まえた取組の推進が期待されています。

3 和歌山市の子供の読書状況

本市において、令和7年1月に、市内に所在する小学校の2年生1,280人、5年生1,306人及び中学校の2年生892人並びにその児童生徒の保護者を対象として、読書活動に関するアンケート調査を実施しました。

そのアンケートの結果、1か月の間に1冊も本を読まない児童生徒の割合（以下「不読率」という。）は、小学2年生3.0%、小学5年生16.8%、中学2年生29.7%でした。公益社団法人全国学校図書館協議会が全国の児童生徒の読書状況について令和6年に実施した第69回学校読書調査による不読率は、小学生（4～6年生）8.5%、中学生（1～3年生）23.4%となっており、調査対象の学年が異なるなど条件が異なるため純粋な比較はできませんが、本市においては、小学生、中学生ともに全国平均より高い不読率となっているため、不読率を低減するための取組が必要です。

また、児童生徒の保護者に対して行ったアンケートにおいて、就学前の子供に読み聞かせをしたかを質問したところ、「とてもあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答した保護者の割合は合わせて77.3%で、前回（平成30年1月実施）のアンケート結果の75.7%から伸びており、絵本の読み聞かせの大切さが広く認識されていると考えられますが、より多くの保護者にその大切さを伝え、継続的に取り組んでいくことが求められています。

そのほか、学校図書館及び地域の図書館の利用頻度について質問したところ、まず、学校図書館をほとんど利用していないと考えられる児童生徒の割合（「行かない」、「年に1回」又は「半年に1回」と回答した児童生徒の割合）は、小学5年生24.8%、中学2年生68.1%でした。

また、同様に地域の図書館についても、ほとんど利用していない児童生徒の割合は、小学5年生60.3%、中学2年生74.2%でした。なお、保護者に対して、普段の地域の図書館の利用状況を質問したところ、「ほとんど行かない」が全体の31.0%、「年に1回」が4.3%、「半年に1回」が8.6%という結果でした。このことから、学校図書館の利活用や図書館での読書環境の整備等において、積極的に効果的な読書活動の取組を行うことが重要です。

4 計画の位置づけ・目的

推進法第9条第2項にて、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画((中略)及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(中略)を策定するよう努めなければならない。」と定められています。本計画は、この規定に基づき策定するものです。

「第5次和歌山市長期総合計画」(平成29年3月)の中で、「社会を生き抜く子供たちの学力の育成」の取組の一つとして、児童生徒の読書活動を推進することが挙げられ、さらに、「和歌山市デジタル田園都市構想総合戦略」(令和6年11月)では、デジタル技術の活用等を念頭に置いた児童生徒の読書活動の推進や市民図書館に関する施策が挙げられています。

また、「第3次和歌山市教育振興基本計画」(令和6年3月)の中においては、「読書活動の充実」、「学校図書館の充実」及び「市民図書館の整備・充実」という具体的な取組を定めています。この具体的な取組の中で、「読書活動の充実」の取組では、学校図書館を活用した授業づくりについての研究を進めるとともに、感想記録や本の紹介活動を通じて児童生徒の読書意欲を高めることを重点的に実施することとしています。「学校図書館の充実」の取組では、成果指標を「学校司書による読書や学習に関する図書資料のレンタルや資料提供など授業支援校の割合」とし、小・中学校とともに100%の目標を掲げ、「市民図書館の整備・充実」の取組では、「蔵書数」(目標値:66万冊)、「行事参加人数」(目標値:1万3千人)及び「市民一人当たりの貸出資料数(コミュニティセンター図書室を含む)」(目標値:6.0冊)の目標達成に向けて取組を進めています。

国こども大綱等を勘案して策定された「和歌山市こども計画」(令和7年3月)においても、家庭教育支援の充実のための施策として、絵本の読み聞かせの啓発等子供の読書活動の推進に取り組むこととしています。

一方、小学校学習指導要領(平成29年3月告示)に、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が規定され、中学校学習指導要領(平成29年3月告示)においても、「各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること」とあわせて「読書活動を充実すること」を規定し、具体的には「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、授業改善に生かす」と定められています。

同様に、幼稚園教育要領(平成29年3月告示)でも、言葉に対する感覚や表現する力を養う

ために「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」と定められています。

本計画は、これらの計画や要領における個別の目標実現につながる計画としても位置付けられます。

第2章 推進計画の基本方針

1 計画の構成

本計画では、すべての子どもたちが主体的に読書を楽しめる環境を整備し、明るい未来を育むため、2つの基本方針を設定します。

【基本方針1】 子供が読書に親しむ機会の提供と環境の充実

【推進方策】 不読率低減の取組

デジタル化の取組

多様な子どもたちの読書機会の確保

【基本方針2】 家庭・地域、図書館、学校等との連携の強化

【推進方策】 子供の自主的な読書活動の普及・啓発

【基本方針1】 子供が読書に親しむ機会の提供と環境の充実

読書を通じて、子どもは読解力、創造力、思考力、表現力その他の生きていくための基礎的な能力を培い、自ら学ぶ楽しさや新たに知ることの喜びを体験し、真理を探求する態度や多様な文化を理解することができるようになります。子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣の基礎を作るには、子どものが発達段階に応じて読書体験を深めることができるような機会を提供するとともに、環境づくりに努めることが必要です。そのために、家庭・地域、図書館、学校等において子どもが読書に親しむ機会とそのための施設、設備その他の環境の充実に努めます。

【推進方策】 不読率低減の取組

すべての子どもが本に接することができる環境を整えることが重要です。乳幼児期からの読み聞かせの推進や学童期からの学校図書館の活用促進を通じて、読書習慣の形成を図ります。また、中高生に対しては、読書の魅力を伝える機会を増やし、読書を通じた学びの可能性を広げる取組を進めます。さらに、読書に興味を持ちにくい子どもが読書の楽しさを実感できるよう、体験活動と連動した講座やイベントの開催を充実させることも重要です。これらの施策を総合的に展開し、子どもたちが継続的に読書に親しむ習慣を身に付けられる取組を推進します。

【推進方策】デジタル化の取組

GIGA スクール構想の進展を踏まえ、学校図書館や公共図書館のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する必要があります。学習や情報活用の場におけるデジタル技術の活用を促進し、紙媒体と電子媒体を柔軟に選択できる環境を整えることが重要です。そのため、子どもたちが必要な情報にすぐにアクセスできるよう、学校図書館では蔵書のデータベース化を進め、また、公共図書館では子どもたちがさらに便利に利用できるように、ICT を活用した情報の発信にも取り組みます。

【推進方策】多様な子どもたちの読書機会の確保

すべての子どもが読書を楽しめるよう、特別な配慮を必要とする子どもに対し、ニーズに応じた環境の整備を進め、読書への興味や関心を育む機会を提供します。また、読書を通じた学びの促進に向けて、図書の充実や読書活動の推進を図り、読書の楽しさをより多くの子どもに伝えることを目指します。

【基本方針 2】家庭・地域、図書館、学校等との連携の強化

読書に親しみを持った子どもが読書習慣を身に付けるまで、そして、読書習慣が身に付いてからも子ども成長に合わせた自主的な読書活動ができるように、家庭・地域、図書館、学校等が連携し、相互に協力する必要があります。そこで、それぞれが協力し、担うべき役割を果たしながら、子どもたちの読書活動を持続的に推進していくために、連携の強化に努めます。

【推進方策】子どもの自主的な読書活動の普及・啓発

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を獲得していくように、子どもの興味や関心を尊重しながら、読書活動の普及を図るとともに、読書の重要性についての啓発を進めます。

家庭や地域での就学前からの読み聞かせ等は、子どもが言葉を覚えたり、本に親しむ習慣を身に付けたりするうえで欠かせません。図書館、ボランティア等と連携し、継続的な推進体制を構築することで、取組をさらに促進します。

また、図書館では、サービスや蔵書の充実を進め、子どもが快適に読書できる環境を整備し、読書への関心を高めます。さらに、新たな読書イベントの開催や親子で楽しめる読み聞かせの充実を図ることにより、新規利用者の拡大につなげ、生涯にわたる図書館の利用促進に取り組みます。

学校での読書活動の推進のため、学校、図書館、地域等が連携し、子どもたちが自主的に読書に親しめる環境を整えます。さらに、学校図書館の活用を促進する取組を充実させ、読書活動の普及と啓発を図ることで、継続的に読書に親しむ機会を創出し、学びの充実を支えます。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

なお、必要に応じて施策等の見直し、追加又は修正を行います。

3 計画の対象

本計画の対象は、0 歳からおおむね 18 歳までの子供とします。

第3章 家庭における子供の読書活動の推進

1 第二次計画の取組と成果

第二次計画策定時における課題を「家庭での読み聞かせの機会の拡大」、「図書選定の情報の不足」及び「読書の大切さや意義の普及」とし、次に掲げる取組を行うこととしました。

(1) 保健センターにおける読み聞かせの実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた保健センターでの10か月児健康診査の機会における読み聞かせは実施できませんでしたが、未就学児の保護者に対して家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、保健センターにおける0歳児交流会や親子教室の機会に読み聞かせを実施しました。

(2) 保健センターにおける家庭への読み聞かせの普及啓発

保健センターにおいて、年齢（月齢）に合わせた読み聞かせ啓発チラシを作成し、乳幼児健診の機会に配布するとともに、市民図書館の利用案内を配布し、保護者への働きかけ支援の充実に努めました。

(3) 子育てひろば等における家庭での読み聞かせの普及啓発

家庭での読み聞かせの大切さを啓発するために、地域子育て支援拠点施設での読み聞かせに加えて、子育てひろばでは、大型絵本により実演することによって、家庭での読み聞かせを推奨しました。

(4) 幼稚園・保育所・認定こども園における家庭での読み聞かせの普及啓発

幼稚園・保育所・認定こども園において、家庭での読書活動を推進するために、読み聞かせの大切さ、発達段階に応じた本の選び方や取扱い方などの案内を年間を通して行いました。

(5) その他の取組

保健センターにおいて、乳幼児健診時など来所者がいつでも絵本に触れることができるよう、絵本コーナーを設置し、親子で気軽に絵本を読めるきっかけづくりに努めました。

2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題

第二次計画に掲げた具体的方策については、おおむね取り組むことができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、10か月児健康診査の機会における読み聞かせの実施など、計画の予定どおりに実施できなかった取組もありました。また、家庭、特に乳幼児期の子供のための取組は、その効果が短期的な結果として得られにくく、成果の数値化が難しい面もあり

ますが、読書の大切さや意義の普及・啓発の取組が保護者の理解の促進につながっているのかについて、引き続き取組を行う中で検証と取組の工夫を重ねていくことが必要です。

先のアンケート結果では、就学前の子供に読み聞かせを行ったかの質問に「とてもあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答した保護者の割合が77.3%に及びましたが、この割合を100%に近づけることを一つの目標とし、新型コロナウイルス感染症のような外部的要因への対応にも配慮しながら、各機関が家庭と連携・協力することで、家庭での読み聞かせの機会の拡大、図書選定情報のさらなる充実、読書の大切さについての啓発活動の継続と拡大に取り組み、社会全体で家庭における読書活動を支えていくことが、今後の課題と考えられます。

3 家庭における子供読書活動の推進的具体の方策

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
不読率低減の取組				
絵本の貸出しと活用支援による読書活動の推進	公立保育所・認定こども園15園全園で絵本の貸出しを実施していますが、その中で、絵本は親子の絆をつなぐツールであることを伝えていきます。また、読み聞かせをする時は膝に座らせるなどの読み聞かせの具体的な方法や絵本の取扱い方、発達段階に応じた絵本を選ぶことなども伝えていきます。	年間を通して実施	継続	保育こども園課
保健センターにおける読み聞かせの実施	家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、0歳児交流会や親子教室など保健センターでの各事業の機会に、絵本の読み聞かせを実施します。	年間を通して実施	104回	地域保健課
保健センターにおける家庭への読み聞かせの普及啓発	年齢（月齢）に合わせた読み聞かせの啓発チラシ等を作成し、乳幼児健診や各事業の機会に配布、普及啓発に努めます。	乳幼児健診対象者全員にチラシを配布	継続	地域保健課

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
多様な子どもたちの読書機会の確保				
子育てひろば・地域子育て支援拠点施設における絵本の読み聞かせ	読み聞かせの機会を拡充し、家庭での読み聞かせの意識を啓発します。	地域子育て支援拠点施設での読み聞かせに加えて、子育てひろばでは、大型絵本により実演することによって、家庭での読み聞かせを推奨しました。	継続	子育て支援課
保健センターにおける絵本コーナーの設置	乳幼児健診時など来所者がいつでも絵本に触れるができるよう、絵本コーナーを設置し、読書機会の確保に努めます。	すべての保健センターに絵本コーナーを設置	継続	地域保健課

第4章 地域における子供の読書活動の推進

1 第二次計画の取組と成果

第二次計画策定時における課題を「図書館、図書室空白地域の解消」、「児童館における読書環境整備の充実」とし、次に掲げる取組を行うこととしました。

(1) コミュニティセンター図書室における子供の読書活動の推進

平成30年度に設置した南コミュニティセンターにおいて、令和5年4月に図書室を開室しました。これにより、和歌山市南部地域における図書室の空白地域が解消し、地域住民の読書環境の充実を図りました。

(2) コミュニティセンター図書室の蔵書の充実等

利用者のリクエストに基づく図書の購入や、ニーズに即した資料整備を進めるとともに、資料の充実を図ることができました。また、市民図書館とのネットワークを形成することで、図書の相互利用が可能となり、子供の読書活動の推進につながりました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書数	約19.8万冊	約19.7万冊	約19.2万冊	約21.7万冊	約22.1万冊

(3) コミュニティセンター図書室における読み聞かせ

読み聞かせに適した資料の充実を図るとともに、イベント開催の周知を積極的に行い、新規参加者の獲得に努めました。これにより、地域住民の読書活動への関心を高め、図書室の利用促進につなげることを目指しました。

(4) 児童館、若竹学級等における子供の読書活動の推進

児童館及び若竹学級では、子供たちが安心して過ごせる放課後の環境づくりと、豊かな感性を育む活動を展開しています。その一環として、読書への興味を引き出すことを目的に、子供たちの関心に寄り添った図書の展示を行い、発達段階に応じた書籍の紹介を通じて、自発的な読書習慣の形成を支援しました。

2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題

第二次計画に掲げた具体的方策については、おおむね取り組むことができました。しかし、コミュニケーションセンターにおける読み聞かせについて、令和6年度時点で、実施回数はコロナ禍以前の水準となっていますが、参加人数についてはコロナ禍以前より減少しています。

引き続き、子供の読書習慣の定着に向けて、地域に根ざした継続的な支援が求められることから、コミュニティセンター図書室では、蔵書の充実を図るとともに、ボランティアと連携し、読み聞かせ参加者の増加に向けた工夫や広報活動に力を入れること、また、若竹学級等では、市民図書館との連携を深め、移動図書館や団体貸出制度の活用を促進するなどにより、子供の読書環境をさらに充実させることが今後の課題と考えられます。

3 地域における子供読書活動の推進の具体的方策

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
不読率低減の取組				
コミュニティセンター図書室における図書の充実	リクエスト本の購入など、ニーズ動向を捉えた図書購入を行うとともに、ヤングアダルト向け図書の充実を図ります。	蔵書数 約 22.1 万冊	24 万冊	生涯学習課
コミュニティセンター図書室の周知	コミュニティセンター図書室を周知するため、市報やホームページに掲載するとともに、周辺の幼稚園・小中学校・保健センターへの広報を行っていきます。	①市報わかやまに全12回掲載 ②生涯学習課ホームページ掲載 ③チラシ配布	継続	生涯学習課
若竹学級での公立図書館活用	移動図書館を活用し、学童保育における魅力的な読書環境の提供を推進していきます。	12 学級	22 学級	青少年課

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
多様な子どもたちの読書機会の確保				
コミュニティセンターにおける読み聞かせの実施	コミュニティセンターにおける読み聞かせの告知の拡充や読み聞かせ資料及びイベント内容を充実し、参加者の確保を図ります。	全 112 回 (698 人)	継続	生涯学習課
ボランティアとの連携	地域、民間団体や企業によるボランティアとの連携を進めます。	コミュニティセンター7館でボランティアによる読み聞かせの会を開催	8 館	生涯学習課
若竹学級での絵本の読み聞かせ	読み聞かせを実施します。	1 学級	4 学級	青少年課
子どもの自主的な読書活動の普及・啓発				
若竹学級での図書館団体貸出の利用	団体貸出の利用を促進します。	2 学級	継続	青少年課
児童館における読書環境の充実	読書意欲を促進するために、推薦図書の紹介など図書スペースの雰囲気づくりを工夫します。	各児童館において、図書スペースを確保し、読書環境を整備しました。	8 館	子育て支援課

第5章 幼稚園・保育所・認定こども園における子供の読書活動の推進

1 第二次計画の取組と成果

第二次計画策定時における課題を「絵本等の充実」、「技量の向上」とし、幼稚園・保育所・認定こども園における読書の環境づくりのため、次に掲げる取組を行うこととしました。

(1) 絵本の読み聞かせ

職員、保護者又はボランティアによる絵本の読み聞かせを積極的に実施し、子供たちが絵本に親しむ機会の充実を図りました。併せて、絵本の蔵書の充実を進めるとともに、読み聞かせを行う者の技量向上に努めました。

(2) 絵本の貸出し

幼稚園・保育所・認定こども園においては、子供の発達段階に応じた図書の充実に努めるとともに、家庭での読書習慣の定着を図るため、絵本の貸出しを継続的に実施しました。

(3) 未就園児に対する支援

幼稚園・保育所・認定こども園では、親子のふれあいを深めるとともに、絵本への関心を育む契機となるよう絵本コーナーを設置し、未就園児が自由に絵本を手に取れる環境づくりに取り組み、家庭での読書習慣の定着を支援しました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就園児に読み聞かせ絵本の貸出し	5園	3園	4園	8園	8園

2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題

第二次計画に掲げた絵本の充実や貸出し、読み聞かせの実施等の具体的方策については、おおむね取り組むことができました。引き続き、幼稚園・保育所・認定こども園における絵本の充実を図り、未就園児に対する支援についても継続するとともに、保護者やボランティア等と連携し、絵本の読み手の技量向上に取り組むなど、子供たちが絵本に接する楽しさや物語に親しむ心を育むきっかけを作ることが重要と考えられます。

3 幼稚園・保育所・認定こども園における子供読書活動の推進の具体的方策

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
不読率低減の取組				
絵本の読み聞かせ	職員、保護者又はボランティアによる読み聞かせ等を実施し、絵本に親しむ機会を設けます。	全園	継続	学校教育課 保育こども園課
絵本の貸出し	子供の発達段階に応じた良書を、必要に応じて貸し出します。	全園	継続	学校教育課 保育こども園課
絵本の情報発信	季節に合った絵本や、子供たちが普段よく見ている絵本の紹介を園だより等で発信します。	新規	月1回	保育こども園課
多様な子供たちの読書機会の確保				
未就園児に対する支援	親子の絆を深め、絵本に親しむきっかけを作るために自由に閲覧できるような環境整備に努めます。	11園	継続	学校教育課
公立保育所・認定こども園での未就園児に読み聞かせ 絵本の貸出し	未就園児親子が園を訪問した際に利用しやすい場所に絵本コーナーを作り、親子で絵本を見たり、保育士が読み聞かせを行ったりして絵本に親しめる機会を作ります。また、絵本の貸出しも行います。	8園	15園	保育こども園課

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
子供の自主的な読書活動の普及・啓発				
公立保育所・認定こども園での環境整備（絵本コーナー設置）	絵本コーナーを作り、子供が自由に絵本を見られるようにします。	15園	継続	保育こども園課
公立保育所・認定こども園での環境整備（絵本の展示）	各保育室においても、本の表紙が見えるように置き方を工夫し、年齢に合った絵本を選ぶなど、絵本コーナーの環境を整え、絵本に親しめるようにします。	15園	継続	保育こども園課

第6章 学校等における子供の読書活動の推進

1 第二次計画の取組と成果

第二次計画策定時における課題を「学校図書館の利用の推進」、「学校図書館の蔵書の整備・充実」及び「学校図書館の適切な人員配置」とし、次に掲げる取組を行うこととしました。

(1) 読書時間の確保

1日の中で10分から15分程度の読書時間の確保に努めました。

読書時間 確保の 実施校	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校	92.3%	96.1%	98.0%	98.0%	100%
	中学校	68.4%	83.3%	77.8%	100%	100%

(2) 読書目標の設定推進

発達段階に応じて読書目標や読書量を設定し、児童生徒の読書意欲向上を図りました。

読書目標 の設定校	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校	38.5%	33.3%	45.1%	37.3%	39.2%
	中学校	15.8%	22.2%	22.2%	22.2%	27.8%

(3) 読書感想文コンクールへの応募及び優秀作品集等の作成

読書習慣と考える力を養うため読書感想文コンクール等への応募を推進してきました。

また、優秀作品集等を作成しました。

(4) 学校図書館や公共図書館を利用した様々な言語活動の取組

授業の中で図書館を利用することやビブリオバトル、ブックトーク、ポップ、帯づくり等の学習活動を行うことで、読書指導の充実を目指しました。

(5) 必読書、推薦図書のコーナーの設置推進

おすすめの図書を展示し、児童生徒が自ら本に手を伸ばす環境を作りました。

(6) 学校図書館だよりの発行

読書へのきっかけづくりとして、教職員、児童生徒及びボランティアが協力し、学校図書館だよりの発行に努めました。

(7) 学校図書館の終日開館

職員、児童生徒又はボランティアによる学校図書館の終日開館を目指し、児童生徒が自由に学校図書館を利用できるように努めました。

学校図書館 の終日開館 実施校	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校	42.3%	45.1%	60.8%	76.5%	80.4%
	中学校	16.7%	16.7%	16.7%	22.2%	27.8%

(8) 学校図書館全体計画の策定

読書活動を推進するために、各学校において学校図書館全体計画を作成しました。

学校図書館 全体計画の 策定校	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校	55.8%	90.2%	100%	100%	100%
	中学校	47.4%	88.9%	100%	100%	100%

(9) 司書教諭の配置等

司書教諭を配置し、教職員の連携や校務分掌の配慮等の工夫により、学校図書館の運営においてその役割を發揮できる体制の整備に努めました。

(10) 学校司書の配置促進

学校司書の適切な配置に努めることで、学校図書館の充実と児童生徒の読書活動の支援を行いました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校司書 配置人数	3人	4人	5人	7人	7人

(11) 学校図書館におけるボランティアとの連携

学校図書館におけるボランティアを募り、児童生徒への読み聞かせや環境整備など、子どもに親しまれ活発に利用される学校図書館づくりに努めました。

2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題

第二次計画に掲げた具体的方策について、市内の中学校では、学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、読書指導の充実と児童生徒の読書習慣の形成に取り組み、司書教諭をはじめ教職員や学校司書、図書委員やボランティアが協力し、学校図書館の環境整備に努めましたが、学校図書館の終日開館や学校図書館だよりの発行を行えていない学校など、計画策定時の目標に向けて途中段階の学校もあります。今回のアンケートにおいて、授業以外に学校図書館を利用しない児童生徒が過半数を占める結果となりましたが、学校図書館に新しい本や読みたくなるような本がたくさんあるとともに利用したくなる児童生徒が約半数いるという結果が得られました。

今後の課題としては、多様な子供たちの様々な興味・関心に応える魅力的な蔵書を充実するとともに、児童生徒や教職員等が利活用しやすい学校図書館の環境整備を進めることが挙げられます。そのためには、司書教諭や学校司書等が連携し、学校全体で読書活動を推進する体制を整えることが重要です。また、学校司書の増員を含めた配置の工夫や学校図書館図書の整備を通じて、利用しやすい環境を構築し、児童生徒の発達段階に応じた体系的な読書指導・支援を行っていく必要があります。

3 学校等における子供読書活動の推進の具体的方策

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
不読率低減の取組				
読書時間の確保	1日の中で10分から15分程度の読書時間の確保に努めます。	小学校 100%	小学校 100%	学校教育 課
		中学校 100%	中学校 100%	
読書目標の設定	発達段階に応じて読書目標や読書量を設定し、児童生徒の読書意欲向上を図ります。	小学校 39.2%	小学校 70%	学校教育 課
		中学校 27.8%	中学校 70%	

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
学校図書館又は公共図書館を利用した様々な授業の実施	授業の中で学校図書館又は公共図書館を利用し、読書指導の充実を目指します。	小学校 100%	小学校 100%	学校教育課
		中学校 100%	中学校 100%	
学校図書館全体計画の策定・見直し	読書活動を推進するために、各学校において学校図書館全体計画を作成します。	小学校 100%	小学校 100%	学校教育課
		中学校 100%	中学校 100%	
デジタル化の取組				
学校図書館の Wi-Fi 環境の整備	学校図書館でのタブレットを使用した図書検索や調べ学習に対応するため Wi-Fi 環境の整備を進めます。	新規	小学校 100%	教育研究所
			中学校 100%	
多様な子供たちの読書機会の確保				
学校図書館の終日開館	職員、児童生徒又はボランティアによる学校図書館の終日開館を目指し、児童生徒が自由に学校図書館を利用できるように努めます。	小学校 80.4%	小学校 90%	学校教育課
		中学校 27.8%	中学校 80%	
学校図書館におけるボランティアとの連携	学校図書館におけるボランティアを募り、児童生徒への読み聞かせや環境整備など、子供たちに親しまれ活発に利用される学校図書館づくりに努めます。	小学校 76.4%	小学校 80%	学校教育課
		中学校 16.6%	中学校 80%	
ふれあい教室の読書活動推進（掲示）	児童生徒による本の紹介と掲示を行います。	本の紹介と掲示を実施	継続	学校支援課（子ども支援センター）

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
ふれあい教室の読書活動推進（環境整備）	読書コーナーの書籍、本棚の配置、掲示の工夫により様々な子供たちの可能性を引き出せるような読書環境を整備します。	読書環境の整備を実施	継続	学校支援課（子ども支援センター）
ふれあい教室の読書活動推進（普及・啓発）	4月23日の子ども読書の日に合わせて、ポスターの掲示や読書をする日の呼びかけを行うなど読書の啓発を行います。	読書の啓発を実施	継続	学校支援課（子ども支援センター）
子供の自主的な読書活動の普及・啓発				
必読書、推薦図書のコーナーの設置	おすすめの図書を展示し、児童生徒が自ら本に手を伸ばす環境づくりに努めます。	小学校 100%	小学校 100%	学校教育課
		中学校 100%	中学校 100%	
学校図書館だよりの発行	教職員、児童生徒及びボランティアが協力し、読書へのきっかけづくりとして、学校図書館だよりを発行します。	小学校 13.7%	小学校 70%	学校教育課
		中学校 61.1%	中学校 70%	
学校司書による読書支援	読み聞かせや図書資料の案内など児童生徒の読書活動に関する支援を行い、学校図書館のデータベース化をサポートし読書環境の充実を図ります。	小学校 45%	小学校 100%	読書活動推進課 学校教育課
		中学校 41%	中学校 100%	
校内教育支援センターにおける読書活動推進（図書設置）	校内教育支援センターに図書を設置します。	中学校及び義務教育学校に設置	継続	学校支援課（子ども支援センター）

第7章 市民図書館における子供の読書活動の推進

1 第二次計画の取組と成果

第二次計画策定時における課題として、「ヤングアダルト向けの読書環境の整備」、「新規利用者の拡大」、「団体貸出制度の充実と活用の推進」及び「ボランティアの人材確保と育成」があり、次に掲げる取組を行うこととしました。

(1) ヤングアダルト向けの読書環境の整備

ヤングアダルト向けの蔵書の充実や図書に関する情報発信を行うなど、ヤングアダルト層が利用しやすい図書館を目指し、2階に常設のヤングアダルト向けのコーナーを設置し、また、ヤングアダルト向けの資料の情報発信として特集コーナーを年4回更新しました。

(2) 独立した子供のフロアの設置

4階の「こどもとしょかん」フロアにおいて、子供たちが本に囲まれながら読書に親しめるよう、定期的なおはなし会等を開催しました。

(3) ホームページ等による情報発信

市民図書館ホームページのイベント情報をより見やすく、最新の情報にするために毎月（さらに必要に応じて適時）更新するとともに、新しく購入した児童書の紹介を行うなど、情報発信を充実させました。

(4) おすすめ図書の紹介

市民図書館の司書が選書した小学生向けのおすすめの図書「この本おもしやいでえ」や新着図書を「こども市報」に掲載し、図書館内では、季節ごとの関連図書を様々な工夫をしながら展示紹介しました。また、展示資料内容をホームページ上に掲載しました。

(5) 児童書の充実

利用傾向の変化に対応できるよう定期的に利用状況を確認し、蔵書バランスを考えながら、新刊本のほか、買い替えが必要な資料も計画的に購入しました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童書の 蔵書数	約17.6万冊	約17.9万冊	約18.6万冊	約19.2万冊	約19.7万冊

※西分館を含む冊数

(6) 図書館職員やボランティアによるおはなし会等の開催

市民図書館の職員やボランティアによるおはなし会を定期的に開催し、親子で本の魅力に触れる場を提供し、読書に親しむ機会の促進に努めました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
赤ちゃんおはなし会 (0~2歳対象)	92回	107回	121回	118回	128回
幼児・小学生 おはなし会	85回	96回	132回	137回	117回

(7) 「こどもシネマ」の開催

市民図書館への来館を促し利用につながるように、子供向けの映画上映会「こどもシネマ」を開催し、映画の関連本を展示するなど効果的な上映を行いました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こどもシネマの 実施回数	18回	21回	19回	17回	18回

(8) 移動図書館の充実

図書館から遠い地域に住む子供たちに、本を選ぶ楽しさと読書の機会を提供するため、地域に応じて移動図書館の蔵書構成を工夫し、図書の充実を図りながら、移動図書館が35か所を巡回して図書の利用を推進しました。

(9) 市民図書館と学校の連携

①学校図書館への図書館司書による読書活動支援

市民図書館の司書が、各学校の学校図書館担当者やボランティアの要望に応じて研修や講習会を行い、学校図書館の活性化を支援しました。

②団体貸出制度の推進と団体貸出配本支援制度の利用促進

学校や若竹学級等でより多く利用してもらえるように、要望がある本を収集し、充実させることで団体貸出制度の利用を促進しました。また、市民図書館から学校へ本を届ける配本支援制度により、学校図書館の蔵書不足を補い子供の読書活動を支援しました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体貸出制度 利用団体数	19団体	24団体	22団体	21団体	27団体

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配本支援制度 利用校数	3校	6校	5校	5校	8校

③図書館見学及び職場体験の受入れ

学校からの要望を受けて図書館見学の受入れを行い、市民図書館を利用する機会の拡大に努めました。また、中学生の職場体験を受け入れ、調べ学習や読み聞かせ研修、ポップづくりなどより広い図書館業務を体験することで図書館に親しむ機会を作りました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
図書館見学 実施校数	11校	20校	20校	25校	25校
職場体験 実施校数	0校	0校	0校	5校	7校

(10) 市民図書館におけるボランティアとの連携

①各種行事の実施

地域や民間のボランティアと連携し、読み聞かせ、昔話の伝承、おりがみ教室等の行事を開催し、市民図書館の利用につなげました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
読み聞かせ	194回	224回	290回	293回	281回
昔話の伝承	21回	30回	36回	34回	36回
親と子のおりがみ 教室	9回	9回	11回	11回	12回

②講座・講演会等の開催

これまで図書館を利用しなかった子供たちが図書館に来館するきっかけづくりとなるよう、イベントを企画し開催しました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座・講演会・朗 読会等の開催回数	9回	16回	17回	18回	18回

2 第二次計画期間を終えるに当たっての主な課題

第二次計画に掲げた具体的方策については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントの開催や事業の実施が制限されましたが、コロナ禍以降は、おおむね取り組むことができました。ただ、個別の取組の中には明確な成果を得るために課題が残るものもありました。団体貸出制度及び配本支援制度の利用団体数については、第二次計画策定時の目標数に達しなかったことを踏まえ、学校等利用団体のニーズを把握することが必要と考えられます。また、今回のアンケート結果において地域の図書館をほとんど利用しない児童生徒が多数いることがわかりました。おはなし会や各種行事等についても、第二次計画期間中の開催回数や参加者数は堅調に推移していますが、アンケート結果を受けて、取組と情報発信の工夫が欠かせません。これらのことから、「新規利用者の拡大」を改めて課題として位置付け、ヤングアダルト層をはじめとする多様な世代へ図書館の魅力を効果的に発信する施策が求められています。また、市民図書館をより身近で親しみやすい場とするため、学校やボランティアとの連携を一層深めるとともに、団体貸出制度の更なる充実と活用を図る必要があります。

3 市民図書館における子供読書活動の推進の具体的方策

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
不読率低減の取組				
ヤングアダルト向けの資料の情報発信	定期的に特集コーナーの更新を行います。	年4回	継続	読書活動推進課
おすすめ図書の紹介	①季節ごとの展示、年齢に応じた読書案内や図書リストの作成を行います。 ②「この本おもしやいでえ」のこども市報掲載や過去に紹介した図書のリストを配布します。	①こどもとしょかん フロアにコーナーを設置 ②こども市報への掲載	継続	読書活動推進課
児童書展示の工夫	児童書のおすすめ本や新しく入った本について、新たな視点から特集を開いていきます。	毎月	継続	読書活動推進課

事業名	取組内容	現状 (令和 6 年度)	目標	担当課
児童書の充実	蔵書バランスを考えながら、新刊図書等を計画的に購入していきます。	蔵書冊数 約 19.7 万冊	継続	読書活動 推進課
おはなし会	市民図書館の職員やボランティアによるおはなし会を定期的に実施します。	281 回 (5,221 人)	継続	読書活動 推進課
こどもシネマ	市民図書館の利用につながるよう、効果的な上映を心がけ実施します。	年 18 回	継続	読書活動 推進課
移動図書館の充実	小学校と連携し、図書館から遠い地域に住む子供たちに、移動図書館により読書の機会を提供し、図書の利用を推進します。	35 ステーション	継続	読書活動 推進課 学校教育 課
デジタル化の取組				
市民図書館ホームページ内「こどもとしょかん」	子供向けの特設ページ「こどもとしょかん」をより見やすく、最新の内容に更新します。	毎月更新（必要に応じて適時更新）	毎月	読書活動 推進課
おすすめ本をホームページへ掲示	おすすめ本をホームページに掲載します。また、小学生向け「この本おもしやいでえ」リストの掲示をします。	展示資料内容をホームページ上に掲載	3 か月に 1 回更新	読書活動 推進課
IC カードの図書館利用券化	利用券に加え、交通系 IC カードなどを本の貸出しに利用できます。	令和 6 年 3 月から導入	継続	読書活動 推進課

事業名	取組内容	現状 (令和 6 年度)	目標	担当課
多様な子どもたちの読書機会の確保				
手話でのおはなし会	障害者週間に合わせて、手話でのおはなし会を実施します。	新規	年 1 回	読書活動推進課
読書バリアフリー図書コーナー設置	LL ブック、点字の本、大きな文字の本等の子供向けのバリアフリー図書の収集を進めています。	新規	設置	読書活動推進課
外国語の絵本の活用	外国語の絵本を使ったおはなし会を開催します。	新規	年 1 回	読書活動推進課
子どもの自主的な読書活動の普及・啓発				
ビブリオバトルの開催	本についてお互いに紹介しあうイベントを開催します。	年 1 回	年 1 回	読書活動推進課
本の帯、POP 等のコンテスト	本について紹介する帯や POP を作成し館内に掲示します。	新規	年 1 回	読書活動推進課
子どもたちからのおはなし会	保護者に向けて、子どもたちが行うおはなし会を開催します。	新規	年 1 回	読書活動推進課
連携（学校等）				
図書館司書による学校図書館等への読書活動支援	市民図書館の司書が学校や若竹学級の要望に応じて出向き、読み聞かせ等を行います。また、教職員、児童生徒又はボランティアに読み聞かせの方法や本の修理等の研修を行います。	4 回	継続	読書活動推進課

事業名	取組内容	現状 (令和6年度)	目標	担当課
団体貸出制度の推進	学校や若竹学級との連携強化を図り、学校教育を側面から支援することにより、利用の拡大に努めます。	27団体	継続	読書活動 推進課
団体貸出配本支援制度の利用促進	学校図書館の蔵書不足を補い子供の読書活動を支援します。	8校	継続	読書活動 推進課
図書館見学の受入れ	図書館の使い方を説明し、読書の楽しみや図書館の魅力を伝えます。	25校	継続	読書活動 推進課 学校教育 課
図書館職場体験の受入れ	図書館業務全般を体験、実習してもらえるよう、積極的に受入れを行い、おすすめ本のコーナーづくりなど若い世代の感性を図書館の中に取り入れることができたと実感できるような体験を提供します。	7校	7校	読書活動 推進課 学校教育 課
連携（ボランティア）				
ボランティアとの連携	①地域、民間団体又は企業によるボランティアとの連携を進めます。 ②和歌山県の地域人材養成講座を活用し、市民図書館にて講座に参加された方に対し、ボランティア活動の機会を紹介します。	①12団体 ②新規	①継続 ②年1回	読書活動 推進課
ボランティアによるおはなし会等	ボランティアの協力を得て、おはなし会、昔話の伝承、おりがみ教室等の行事を開催し、読書活動を推進します。	107回 (2,107人)	継続	読書活動 推進課

事業名	取組内容	現状 (令和 6 年度)	目標	担当課
講座・講演会・朗読会等の開催	図書館に来館するきっかけづくりになるような講座・講演会・朗読会等の開催を行います。	18 回	18 回	読書活動 推進課

第8章　まとめ

和歌山市では、すべての子供が本と出会い、読書を通じて豊かな心や考える力を養い、人生を支える力として読書を身近に感じられるよう、「子供が読書に親しむ機会の提供と環境の充実」と「家庭・地域、図書館、学校等との連携の強化」を二つの柱として、第三次和歌山市子供読書活動推進計画を策定しました。子供を取り巻く環境が急速に変化する中、紙媒体からデジタル媒体への変化など、読書の形態が変わったとしても、読書によって得られる学びや感動の本質は変わりません。こうした認識のもと、関係各課との連携を図りながら、年齢や発達段階、個々の状況に応じた読書支援を進め、すべての子供が主体的に読書を楽しめる環境を整備し、明るい未来を育むために、読書活動の推進に取り組んでいきます。

アンケート・資料

読書活動に関するアンケート調査の概要

1 調査の目的

和歌山市における子供の読書活動の現状を把握し、第三次和歌山市子供読書活動推進計画策定の基礎資料とし、今後の読書活動推進の取組に活かすため実施。

2 実施時期

令和7年1月14日～1月31日

3 調査対象

和歌山市内の小学2年生、小学5年生及び中学2年生のうち各校が指定した1クラスの児童生徒とその保護者

4 調査方法

各校に対象児童生徒及び保護者宛てのアンケートフォームアドレス及びQRコードを表示した依頼文を送付し、オンラインでの回答とした。

5 回収状況

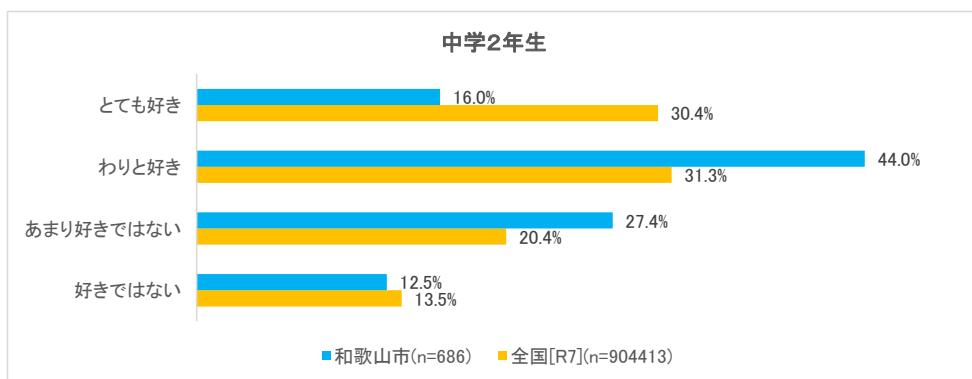
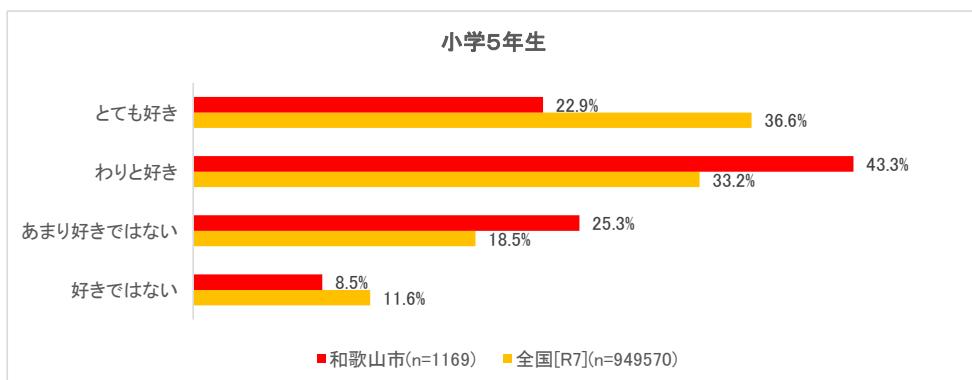
		調査対象数	回答数	回答率
児童・生徒	小学2年生	1,280	1,118	87.3%
	小学5年生	1,306	1,169	89.5%
	中学2年生	892	686	76.9%
保護者	小学2年生	1,279	542	42.4%
	小学5年生	1,305	387	29.7%
	中学2年生	890	223	25.1%

読書活動に関するアンケート調査結果

n = 有効回答者数
全国[R7] = 令和7年度全国学力・学習状況調査
質問調査(対象: 小学6年生／中学3年生)

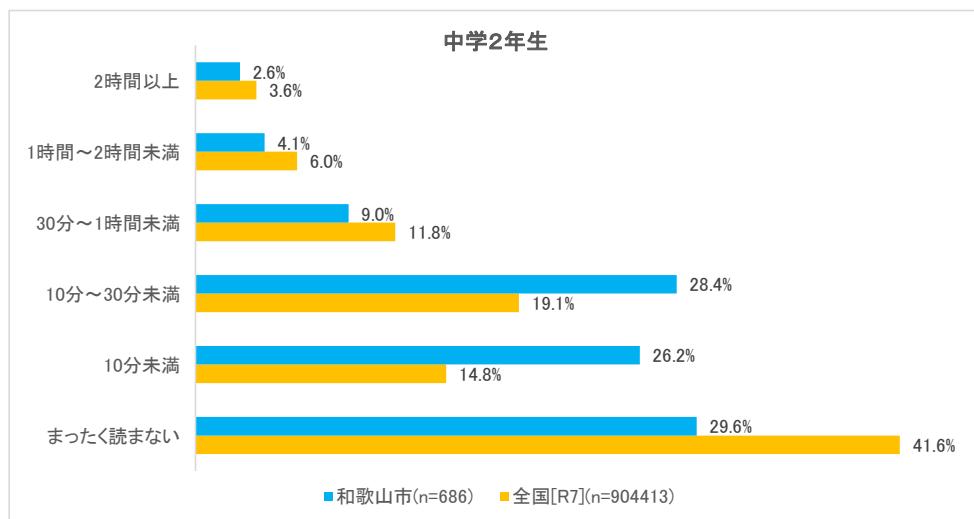
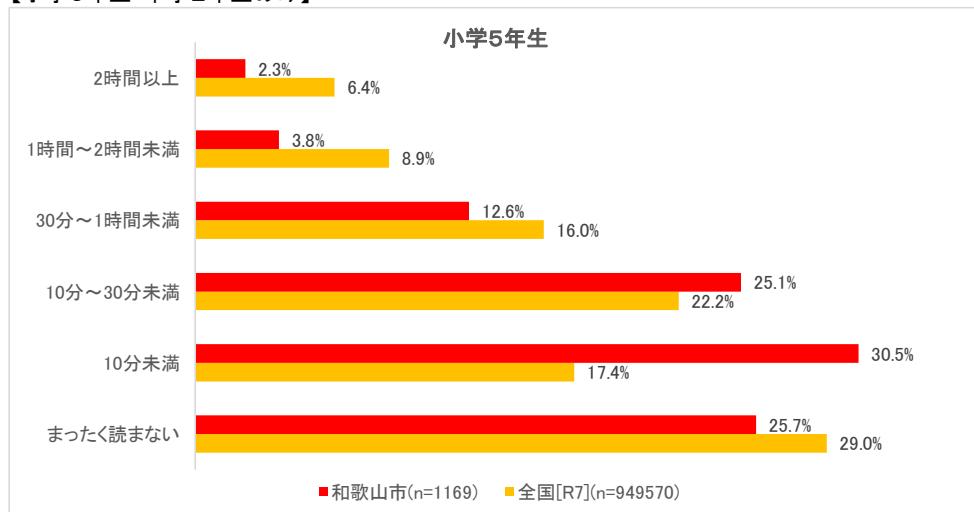
小学2年生・小学5年生・中学2年生アンケート結果

問1: 読書が好きですか。



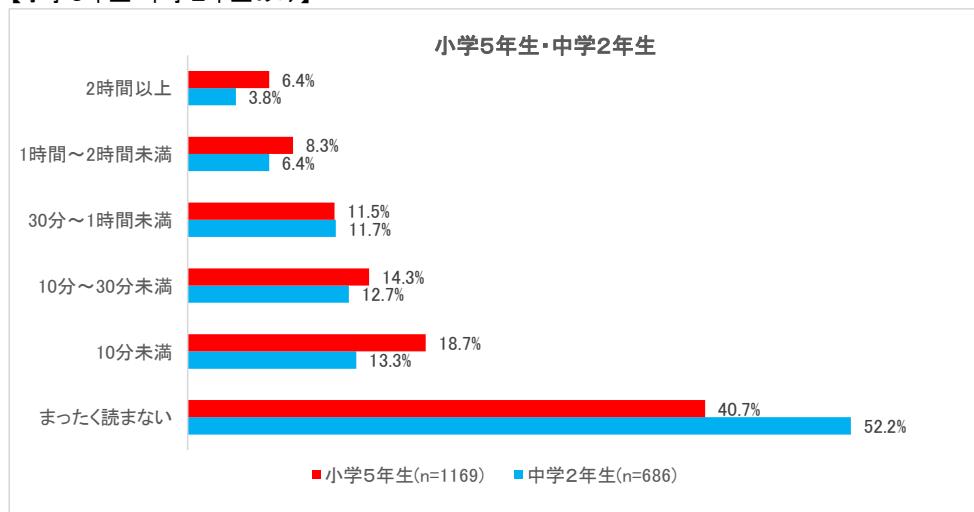
- 「好き」と回答した小学2年生の割合(76.7%)と、「とても好き」又は「わりと好き」と回答した小学5年生(66.2%)及び中学2年生(60.0%)の割合を比較してみると、学年が上がるごとに読書が好きな児童生徒の割合は減少している。

問2：1日にどれくらい本を読みますか。(学校のある日)
 ※電子書籍の読書も含む。マンガや雑誌、教科書や参考書はのぞきます。
 【小学5年生・中学2年生のみ】



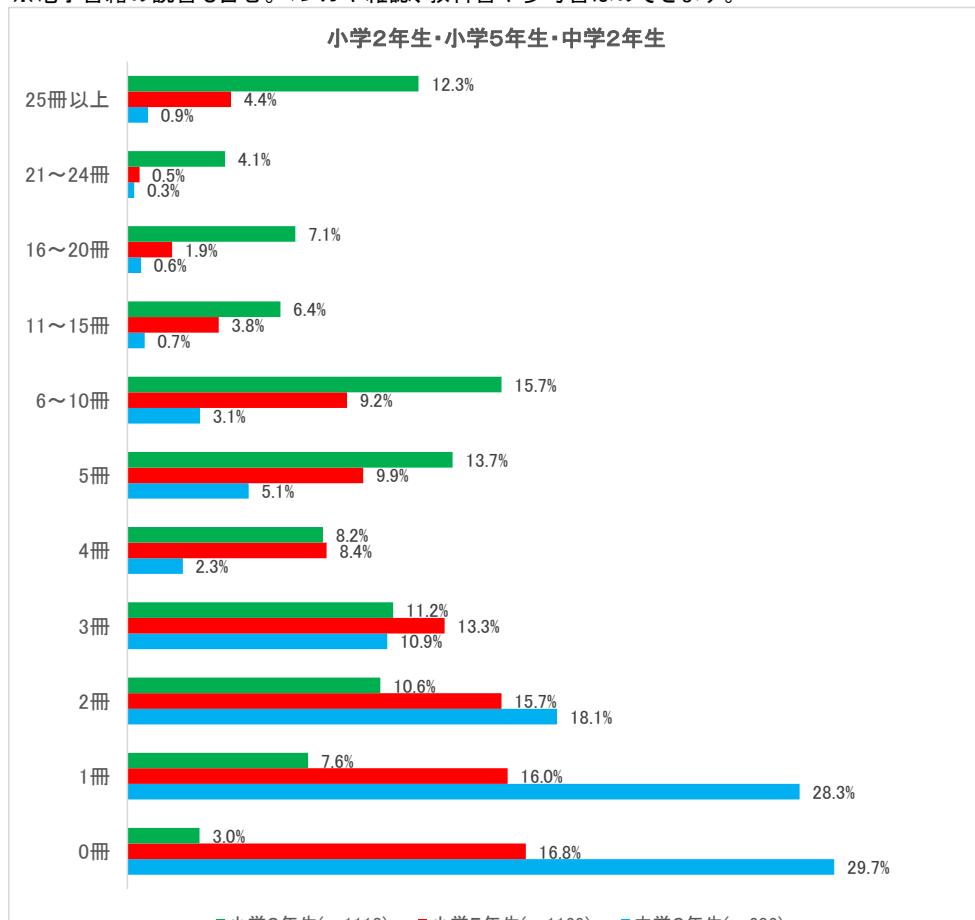
- 和歌山市の小学5年生及び中学2年生は、平日の1日に本をまったく読まない割合が全国平均よりも低く、一定の成果は見られるが、30分以上読書をする割合は全国平均を下回っている。特に小学5年生では、10%以上も低い。このことから、和歌山市の児童生徒は、平日1日のうちでは30分未満の比較的短い時間読書をする傾向にあることがわかる。

問3：1日にどれぐらい本を読みますか。(学校のない日)
※電子書籍の読書も含む。マンガや雑誌、教科書や参考書はのぞきます。
【小学5年生・中学2年生のみ】



- 小学5年生及び中学2年生ともに、平日と比較すると、休日にまったく本を読まない割合が15%以上高くなっている。
- 一方で、小学5年生及び中学2年生ともに、平日より休日の方が30分以上読書をする割合が高くなっている(平日:小学5年生18.7%、中学2年生15.7%) (休日:小学5年生26.2%、中学2年生21.9%)。

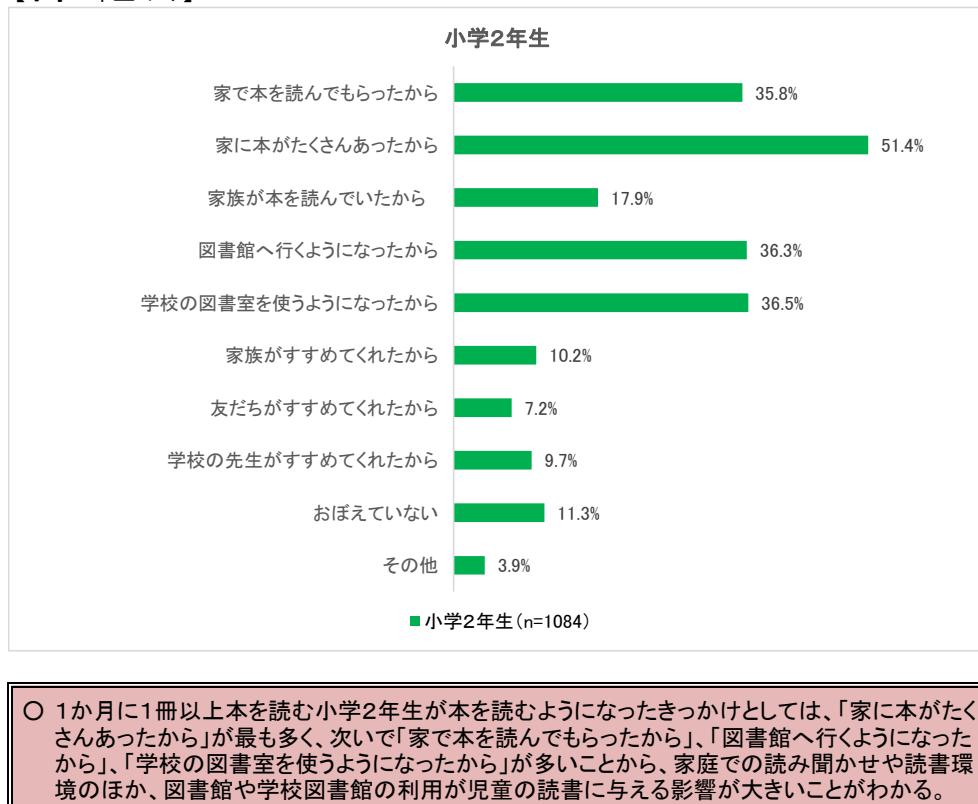
問4:この1か月に何冊本を読みましたか。
※電子書籍の読書も含む。マンガや雑誌、教科書や参考書はのぞきます。



- 1か月の間に5冊以上本を読んだ児童生徒の割合は、小学2年生(59.3%)、5年生(29.7%)、中学2年生(10.7%)と学年が上がるごとに大幅に低下している。
- 不読率(「0冊」の回答割合)については、小学2年生は低い結果となつたが、小学5年生及び中学2年生とともに全国の調査結果(小学4～6年生8.5%、中学1～3年生23.4%)と比較して高い結果となつた。

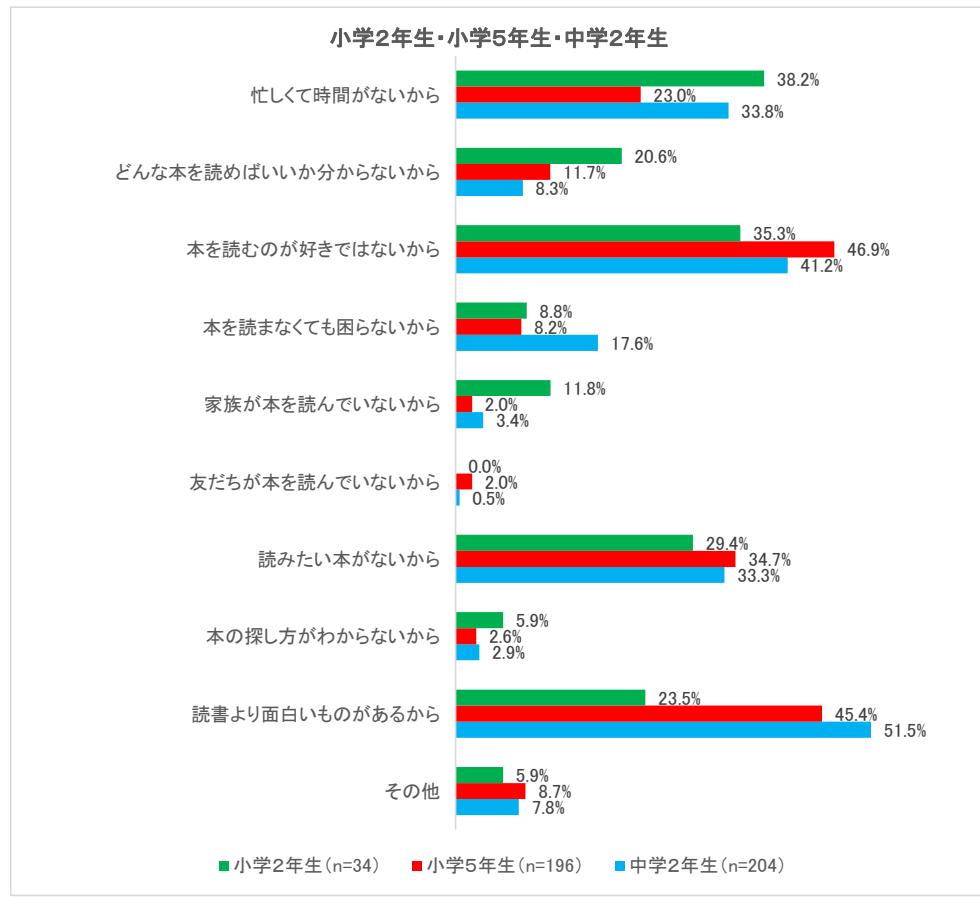
※全国の調査結果: 第69回学校読書調査(公益社団法人全国学校図書館協議会)

問5:この1か月に1冊以上、本を読んだ人にお聞きします。あなたが本を読むようになったきっかけは何ですか。
あてはまるものを3つまでえらんでください。
【小学2年生のみ】



- 1か月に1冊以上本を読む小学2年生が本を読むようになったきっかけとしては、「家に本がたくさんあったから」が最も多く、次いで「家で本を読んでもらったから」、「図書館へ行くようになったから」、「学校の図書室を使うようになったから」が多いことから、家庭での読み聞かせや読書環境のほか、図書館や学校図書館の利用が児童の読書に与える影響が大きいことがわかる。

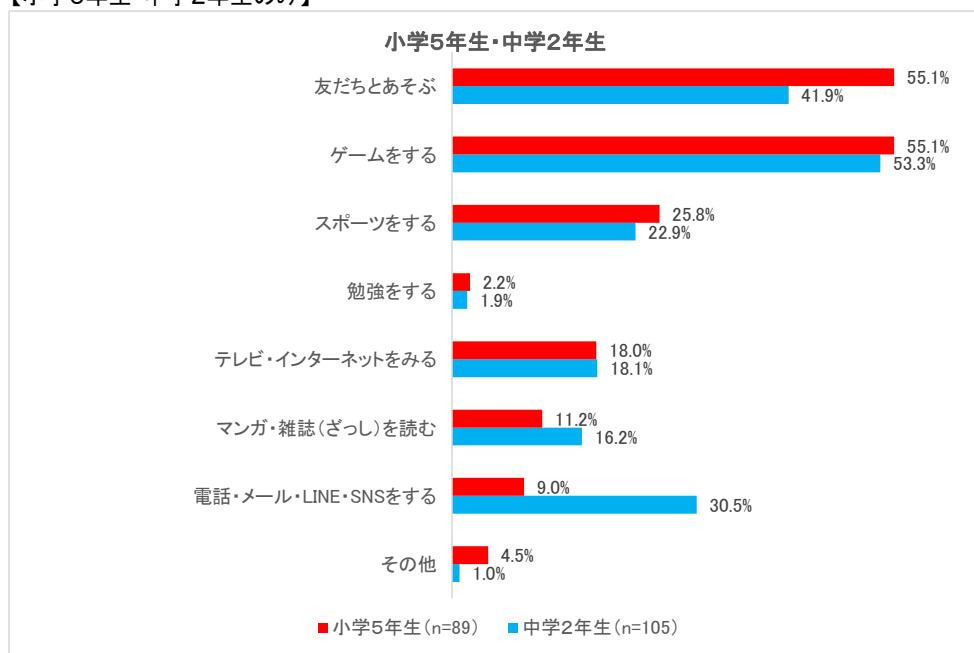
問6:「0冊」と答えた人にお聞きします。本を読まない理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選択してください。



- 1か月に1冊も本を読まない小学2年生の回答者(34人)が少なかったため、あくまで参考値と考えられるが、「忙しくて時間がないから」、「本を読むのが好きではないから」、「読みたい本がないから」が上位に挙がっている。
- 小学5年生及び中学2年生ともに、「本を読むのが好きではないから」及び「読書より面白いものがあるから」の割合が4割から5割と高く、次いで「忙しくて時間がないから」及び「読みたい本がないから」の回答が2割から3割程度となっている。

問7:(問6で)「読書より面白いものがあるから」を選んだ人にお聞きします。読書より面白いものとは何ですか。あてはまるものを2つまで選んでください。

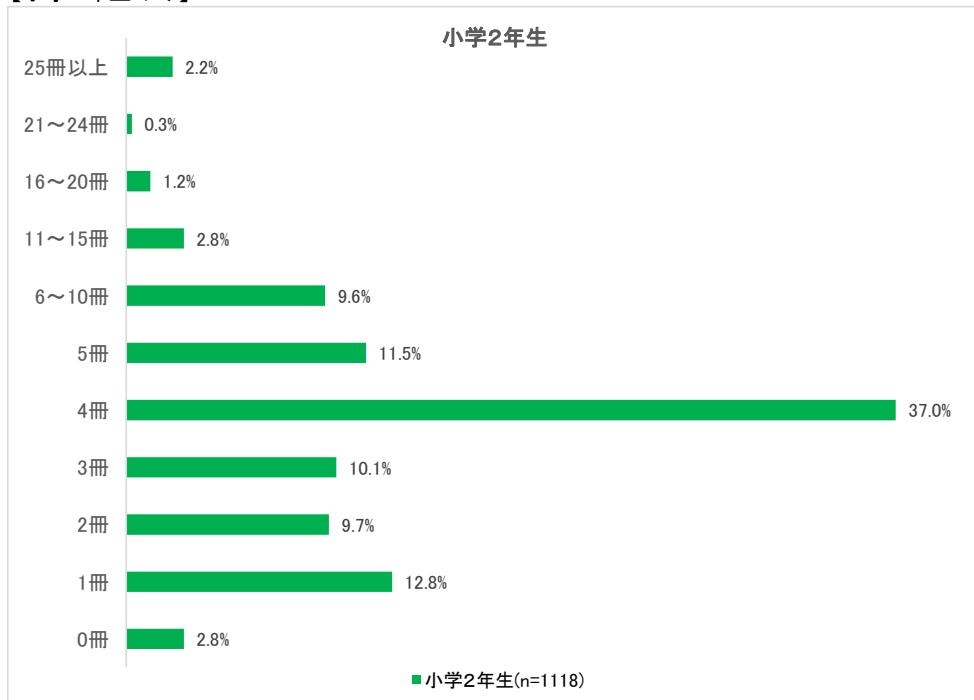
【小学5年生・中学2年生のみ】



○「電話・メール・LINE・SNSをする」の割合が、小学5年生では9.0%のところ、中学2年生では30.5%に大幅に上昇していることも注目される点である。

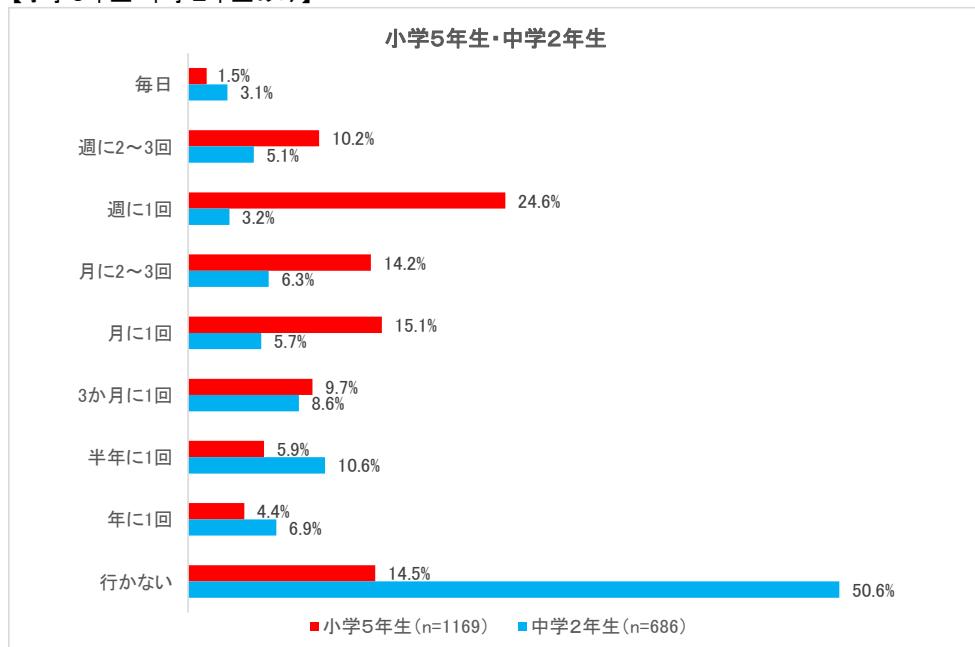
問8:あなたは学校の図書室で、1か月に何冊ぐらい本を借りますか。

【小学2年生のみ】



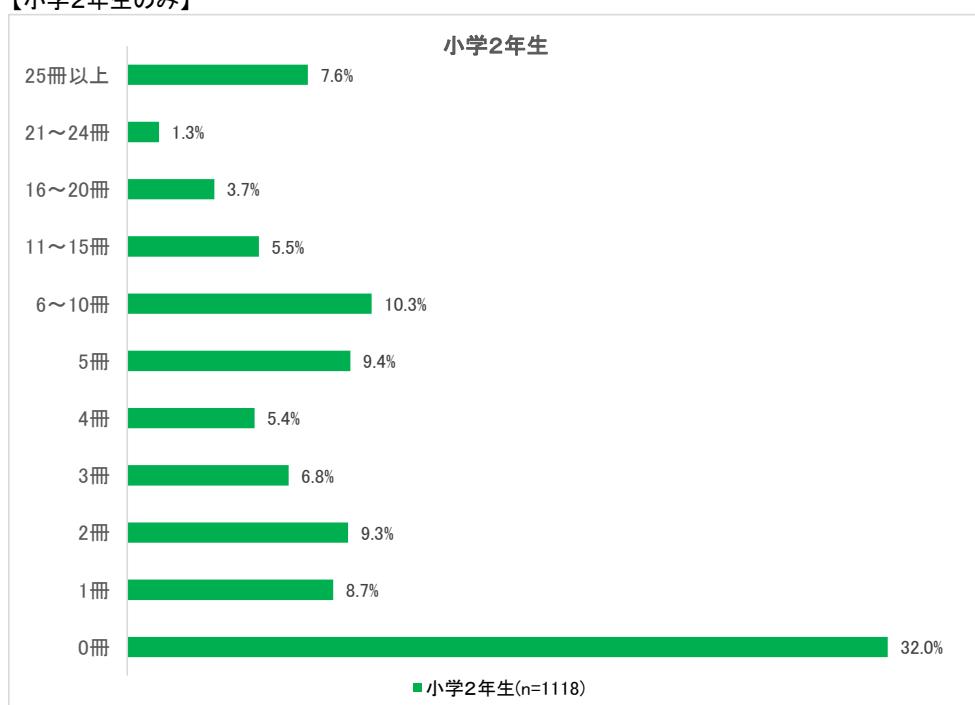
○1か月の間に学校図書館で1冊も本を借りない小学2年生が2.8%いるものの、1冊から5冊借りる児童が全体の8割以上を占めている。

問9：ふだん、どのくらい図書館に行きますか。(学校の図書館)
 ※本を借りていなくてもかまいません。
 【小学5年生・中学2年生のみ】



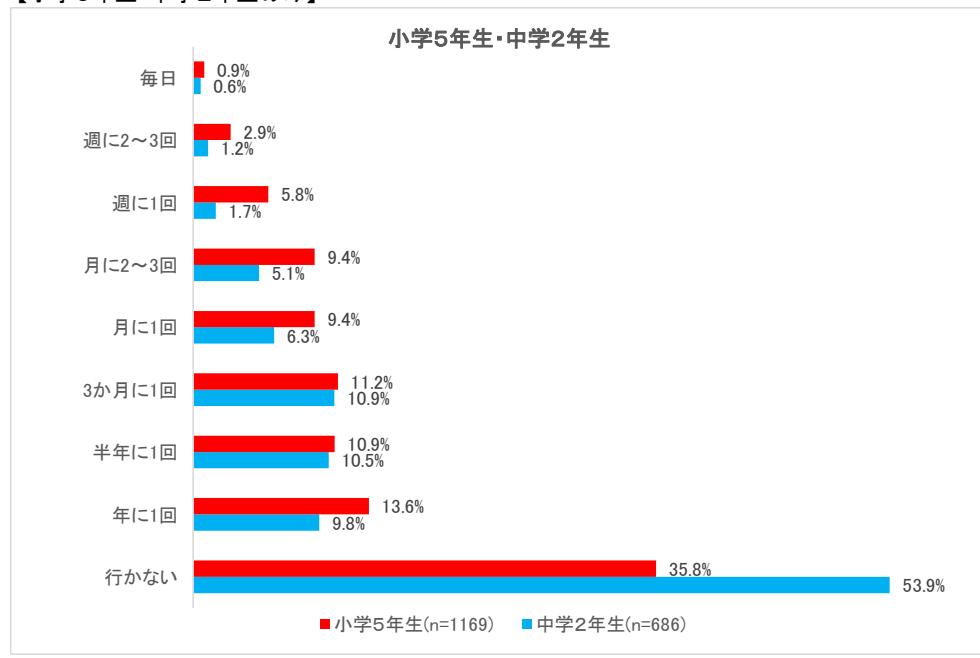
- 小学5年生の約65%は月に1回以上学校図書館を利用しているのに対し、中学2年生の約半数が学校図書館に「行かない」と回答し、対照的な結果となった。

問10：あなたは、学校以外の図書館(県立図書館、市民図書館、移動図書館、コミュニティセンター図書室など)で1か月に何冊ぐらい本を借りますか。
 【小学2年生のみ】



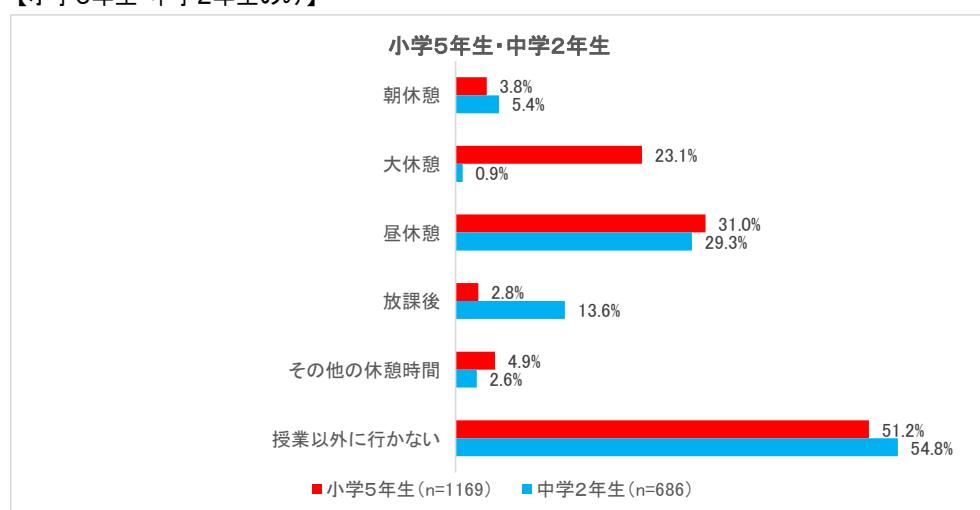
- 1か月の間に地域の図書館で5冊以上借りる小学2年生の割合が37.8%となり、問8の学校図書館で5冊以上借りる割合(27.6%)より高くなっています。学校図書館より地域の図書館で多くの本を借りていることがわかった。

問11: ふだん、どのくらい図書館に行きますか。(学校以外の図書館)
※本を借りていなくてもかまいません。
【小学5年生・中学2年生のみ】



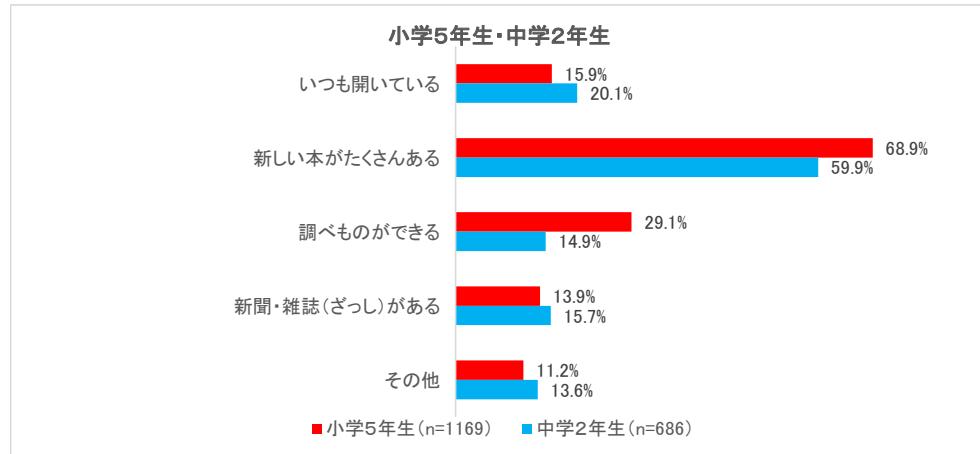
- 問9において、小学5年生は学校図書館を比較的利用していることがわかったが、地域の図書館に「行かない」割合は35.8%と高くなった。

問12: 学校図書館を授業以外にいつ利用しますか。 ※複数選択可
【小学5年生・中学2年生のみ】



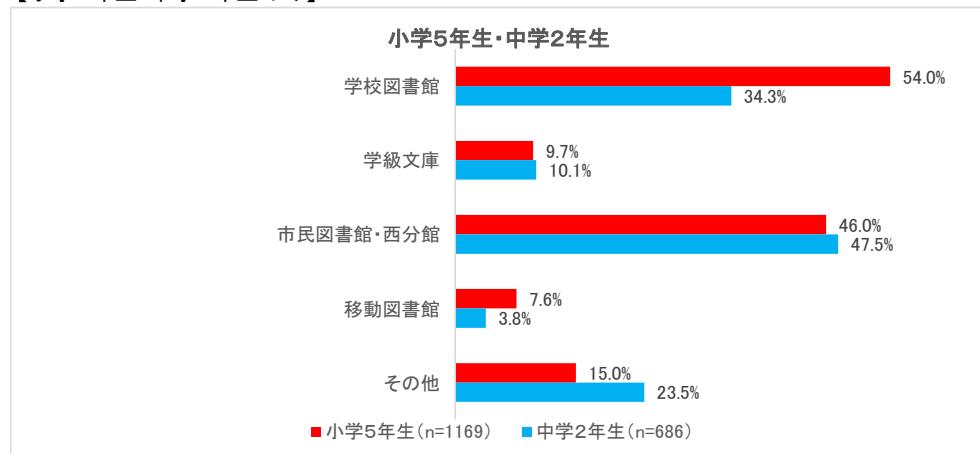
- 学校図書館を利用する児童生徒の中では、「昼休憩」に利用する割合が最も高かった。

問13:どんな学校図書館だったらもっと利用しようと思いませんか。※複数選択可
【小学5年生・中学2年生のみ】



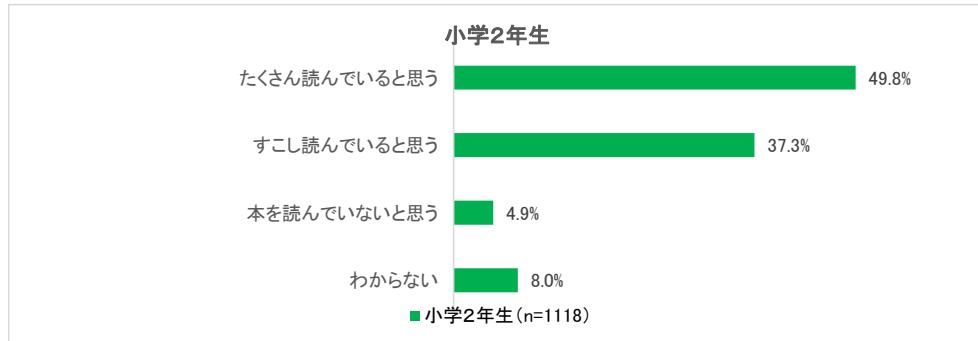
- 小学5年生の約7割及び中学2年生の約6割が「新しい本がたくさんある」ともっと学校図書館を利用したいと考えていることがわかった。

問14:読みたい本はどこにありますか。※複数回答可
【小学5年生・中学2年生のみ】



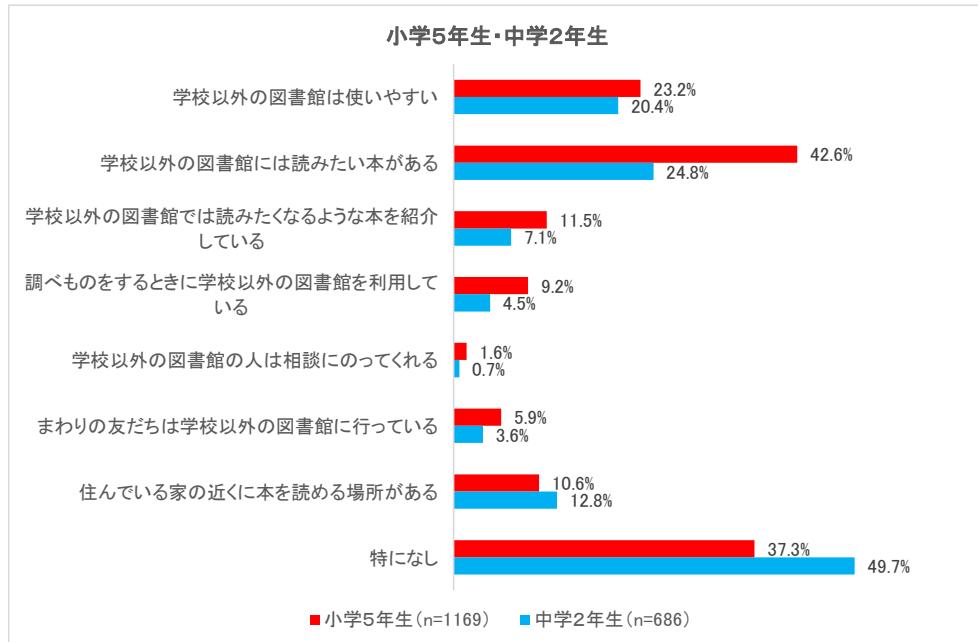
- 読みたい本がある場所として、小学5年生及び中学2年生ともに「学校図書館」及び「市民図書館・西分館」の回答が多かった。
○ 「その他」の回答としては、書店を挙げるものが多くみられた。

問15:あなたは、たくさん本を読んでいると思いますか。
【小学2年生のみ】



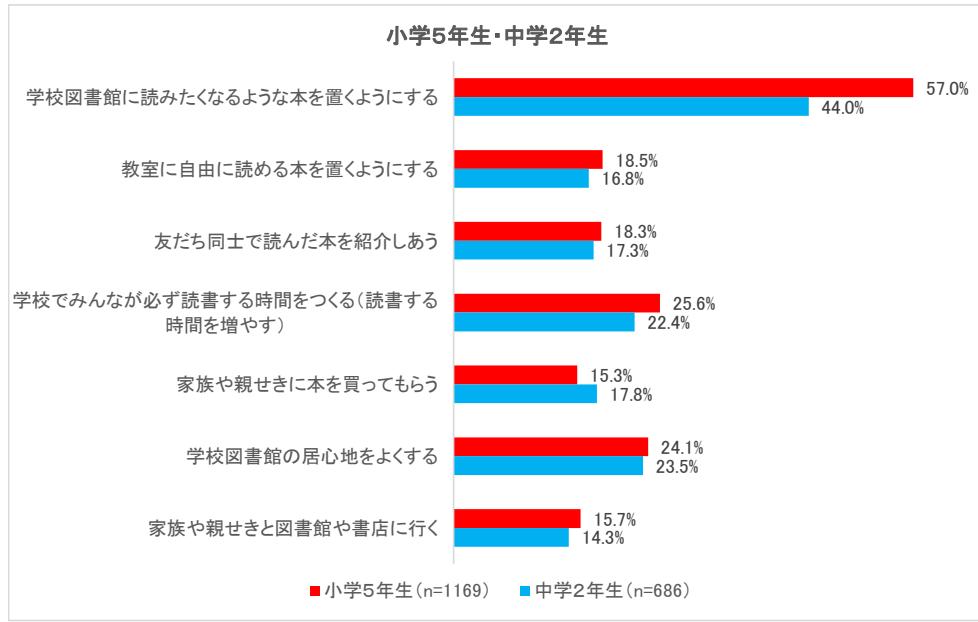
- 「たくさん読んでいると思う」との回答が49.8%と最も多いことから、小学2年生は、自身の読書に対して肯定的に評価していることがうかがえる。

問16:学校以外の図書館や、読書活動についてどのように思っていますか。※複数選択可
【小学5年生・中学2年生のみ】



- 小学5年生及び中学2年生ともに「特になし」の回答が多くったが、これは、問11において、普段地域の図書館に「行かない」割合が高かったことが関連していると考えられる。
- 「特になし」の回答を除くと、小学5年生及び中学2年生ともに「学校以外の図書館は使いやすい」及び「学校以外の図書館には読みたい本がある」の回答が多くかった。

問17:どのようにすればもっと本を読みたくなると思いますか。※複数選択可
【小学5年生・中学2年生のみ】



- 児童生徒が考える本を読みたくなる方法としては、小学5年生及び中学2年生ともに「学校図書館に読みたくなるような本を置くようにする」の回答が最も多く、児童生徒にとって身近な学校図書館の蔵書の充実が求められていることがうかがえる。

読書活動に関するアンケート調査結果

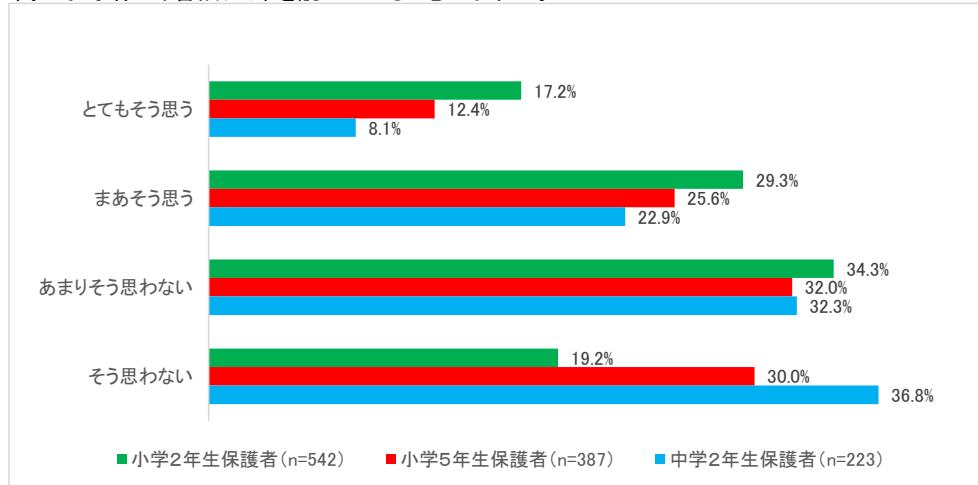
n = 有効回答者数

小・中学生 保護者アンケート結果

問1：お子様からみたあなた（保護者）の続柄を教えてください。

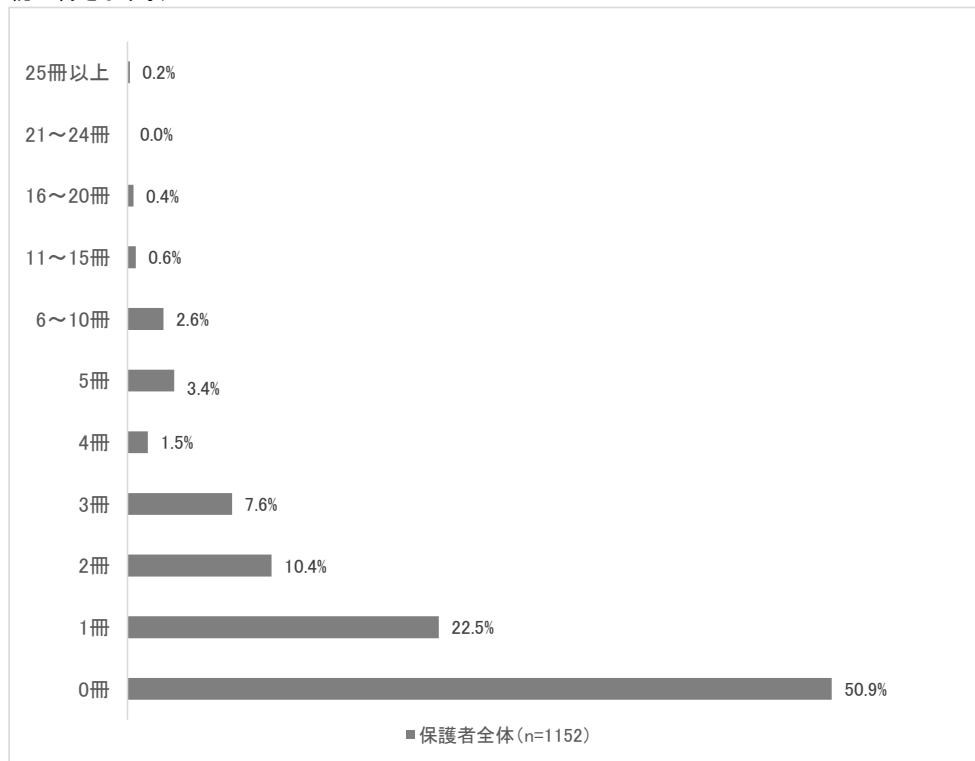


問2：お子様は、普段よく本を読んでいると思いますか。



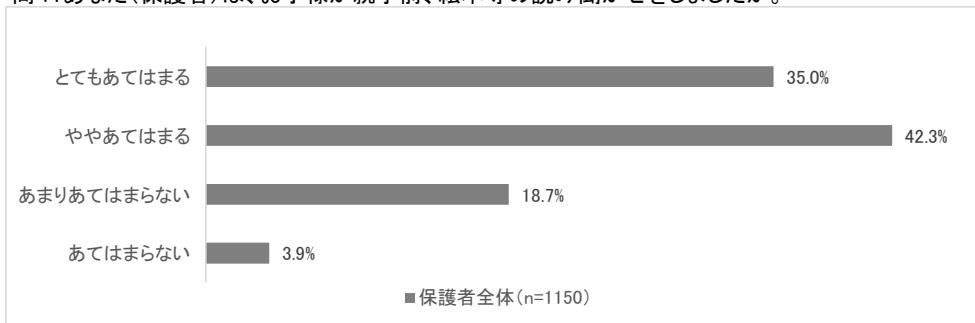
○ 学年が上がるにつれて、保護者の「そう思わない」と回答する割合が大きく上昇している。児童生徒に対するアンケート調査結果の不読率（小学2年生3.0%、小学5年生16.8%、中学2年生29.7%）も同じ傾向にあり、結果の関連性がうかがえる。

問3：あなた（保護者）は、この1か月に何冊本を読みましたか。（電子書籍の読書も含む。漫画や雑誌は除きます。）



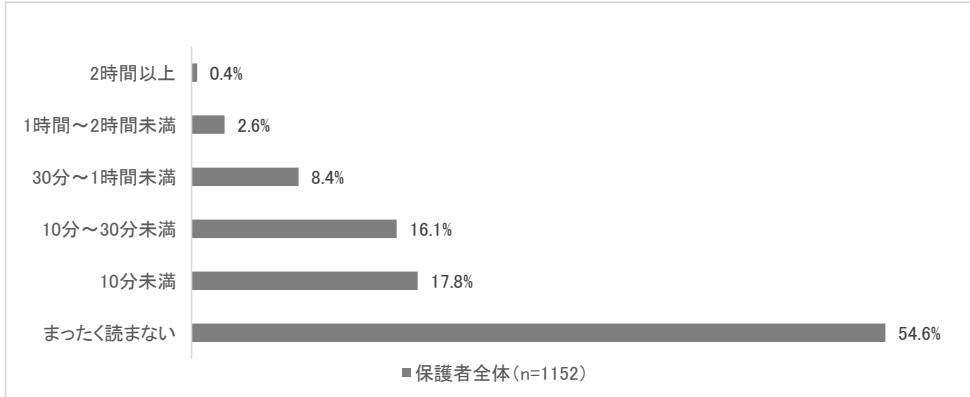
- 不読率は50%を超えており、国の調査結果(62.6%)よりも低くなっている。
※国の調査結果：令和5年度国語に関する世論調査（文化庁）

問4：あなた（保護者）は、お子様が就学前、絵本等の読み聞かせをしましたか。

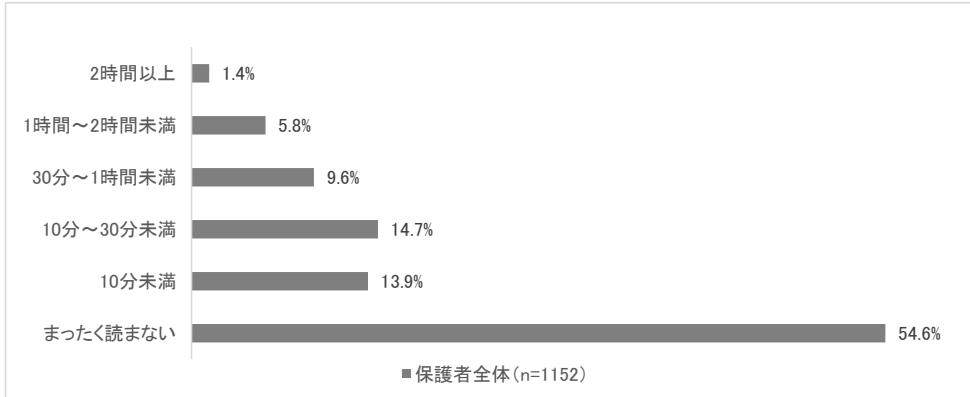


- 「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」の割合を合計すると77.3%となり、多くの保護者が子供の就学前に読み聞かせを行っていたことがわかる。

問5:あなた(保護者)の一日の読書時間はどれくらいですか。(平日)

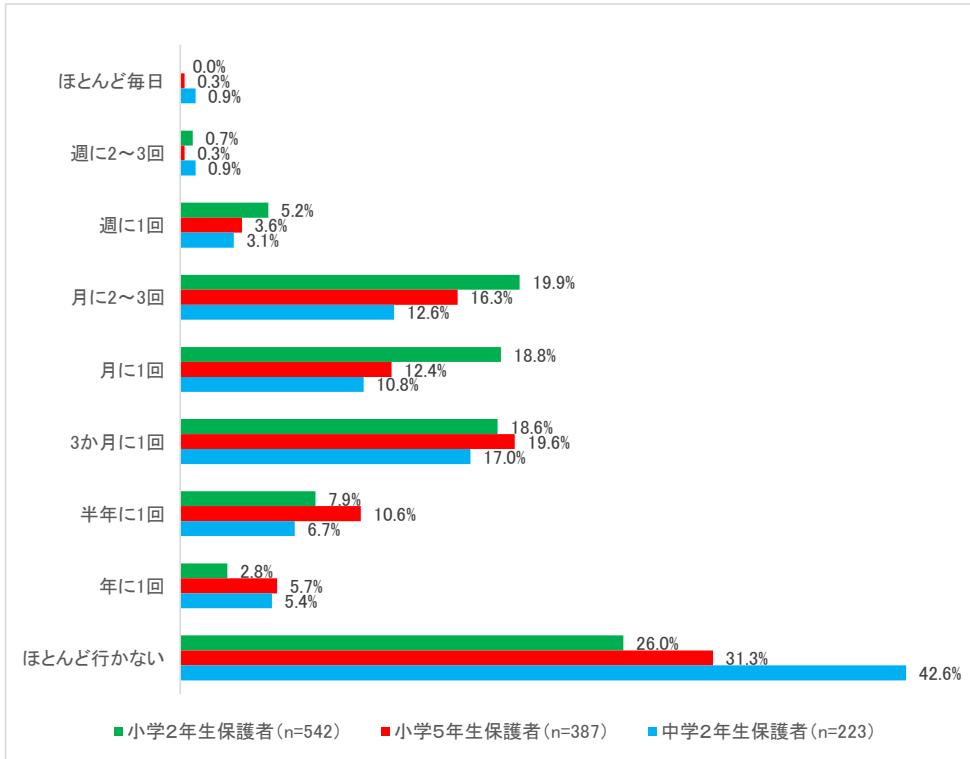


問6:あなた(保護者)の一日の読書時間はどれくらいですか。(休日)



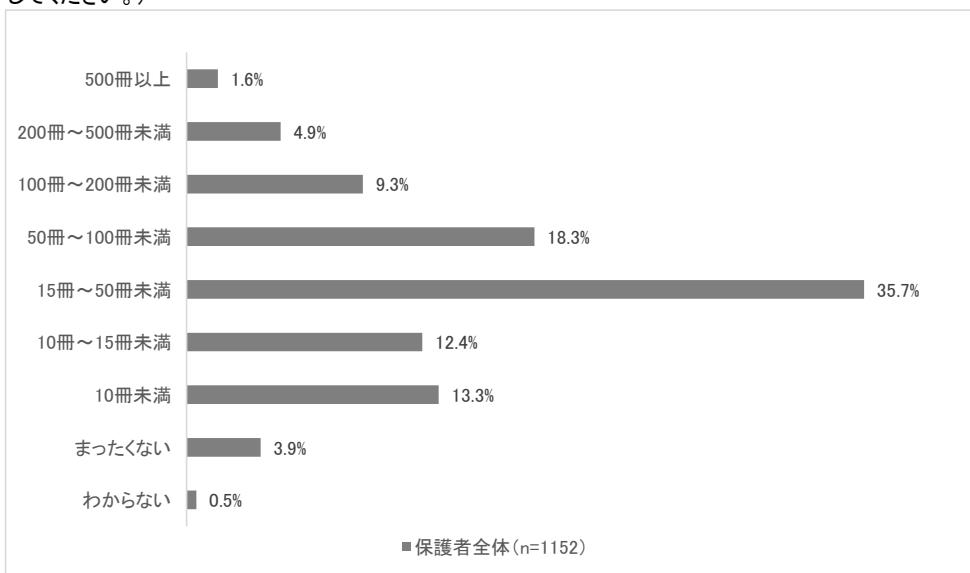
- 小学5年生及び中学2年生に対する読書時間の質問では、平日と比較すると休日の方が「まったく読まない」の割合が高くなっていたが、保護者の場合には平日と休日の間で割合の変化はみられなかった。
- 一方で、児童生徒と同様に、30分以上読書をする保護者の割合は平日より休日の方が高くなっている。(平日:11.4%、休日:16.8%)

問7:あなた(保護者)は、ふだん、どのくらい地域の図書館に行きますか。(本を借りていなくてもかまいません。)

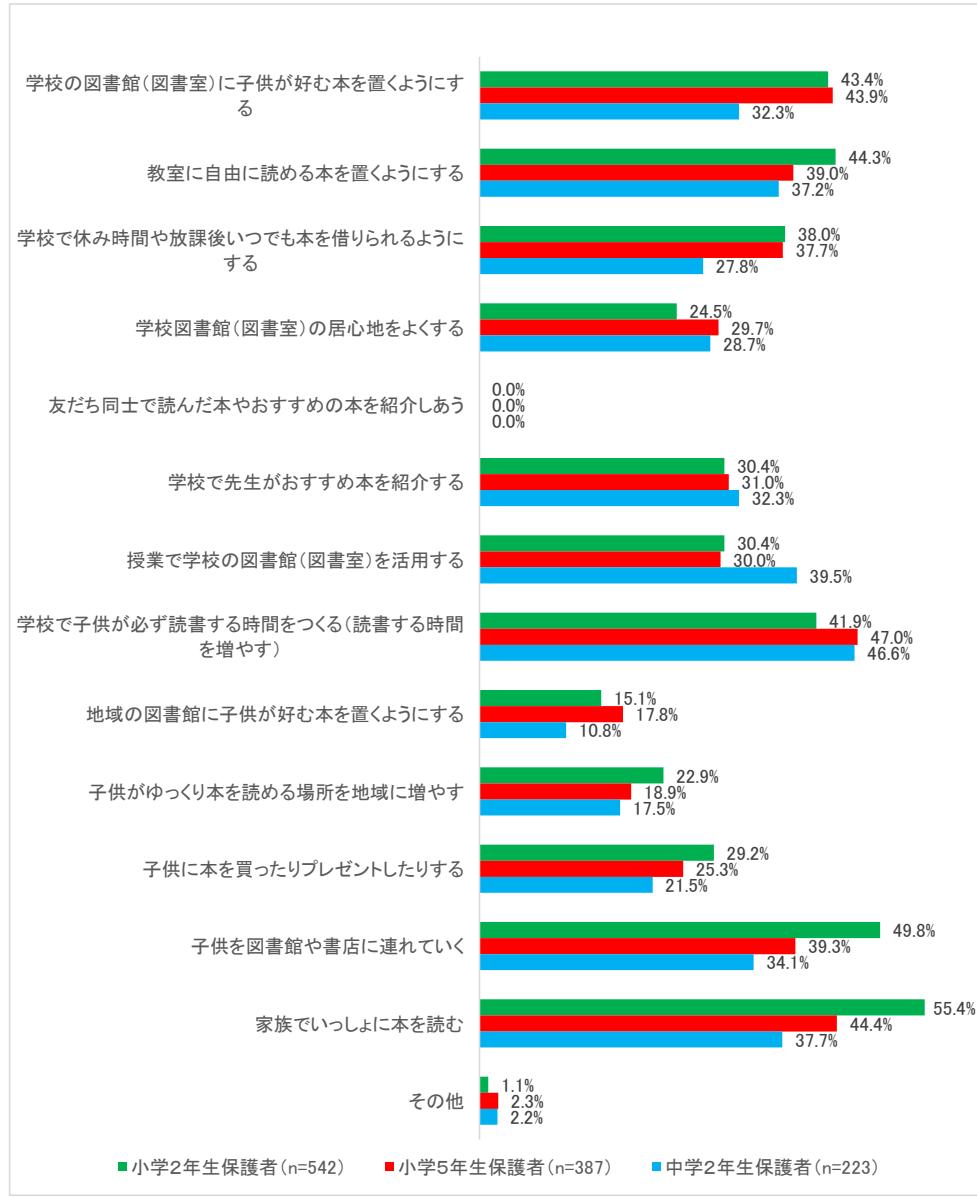


○ 地域の図書館を利用する頻度としては、「月に2~3回」、「月に1回」及び「3か月に1回」の回答者が多く、保護者全体でみると、これらの回答の合計で約5割を占めている。

問8:ご家庭には本がどれくらいありますか。ここで対象とする本には、コミックや雑誌、新聞、教科書や参考書は含みません。なお、家族が保有している本を全て含めてお考えください。(1つを選択してください。)



問9:お子様がもっと本を読みたくなるようにするために、どのようなことが有効だと思いますか。
(複数回答可)



○「家族でいっしょに本を読む」の回答割合が、いずれの学年の保護者においても上位3つの中に含まれている。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた

め、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

和歌山市子ども読書活動推進委員会設置要綱
(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく和歌山市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定、及び施策の総合的な推進を図るため、和歌山市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の進捗状況の把握と評価に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。

2 委員長は教育学習部長、副委員長は読書活動推進課長の職を占める者をもって充てる。
3 委員は、次に掲げる課の課長の職を占める者をもって充てる。ただし読書活動推進課にあっては班長の職を占める者をもって充てる。

- (1) 教育政策課
- (2) 学校教育課
- (3) 学校支援課
- (4) 青少年課
- (5) 生涯学習課
- (6) 読書活動推進課
- (7) 子育て支援課
- (8) 保育こども園課
- (9) 地域保健課

4 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が、必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会の会議に出席させ、又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会が必要とする計画原案の作成及び調査研究を行わせるため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員により構成する。
3 部会長は読書活動推進課に属する職員のうちから、部会員は第3条第3項各号に掲げる課の職員のうちから、委員長が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、読書活動推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する